

樹木採取者公募の公示

令和3年10月6日

湯沢河川国道事務所長 目黒 嗣



次のとおり、「湯沢河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：湯沢河川国道事務所雄物川上流地区河川区域内樹木採取
2. 公募内容：高水敷支障木伐採・搬出（採取区域等は別添図1～3のとおり）
※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。
3. 採取時期（予定）：令和3年11月19日～令和4年12月23日のうちの都合の良い時期
4. 採取場所：①秋田県大仙市花館字大戸中島地先の高水敷（玉川左岸）
5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等
 - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
 - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条、又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
 - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 応募手続き等
 - ① 提出書類
公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること（郵送可、期限までに必着のこと）。
 - ② 提出期限
令和4年2月28日まで
受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）
※全区画に応募があった時点で公募を終了します。その際はホームページでお知らせする他、湯沢河川国道事務所内及び大曲出張所内に掲示しますのでご確認ください。
 - ③ 提出及び問合せ先
◆東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所

【住所】〒014-0054 秋田県大仙市大曲金谷町25-40

【電話】0187-63-3340

◆東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 河川管理課

【住所】〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2

【電話】0183-73-5340 (直通)

7. 許可手続き等

採取者として選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請が必要となる。

8. 採取者の選定方法

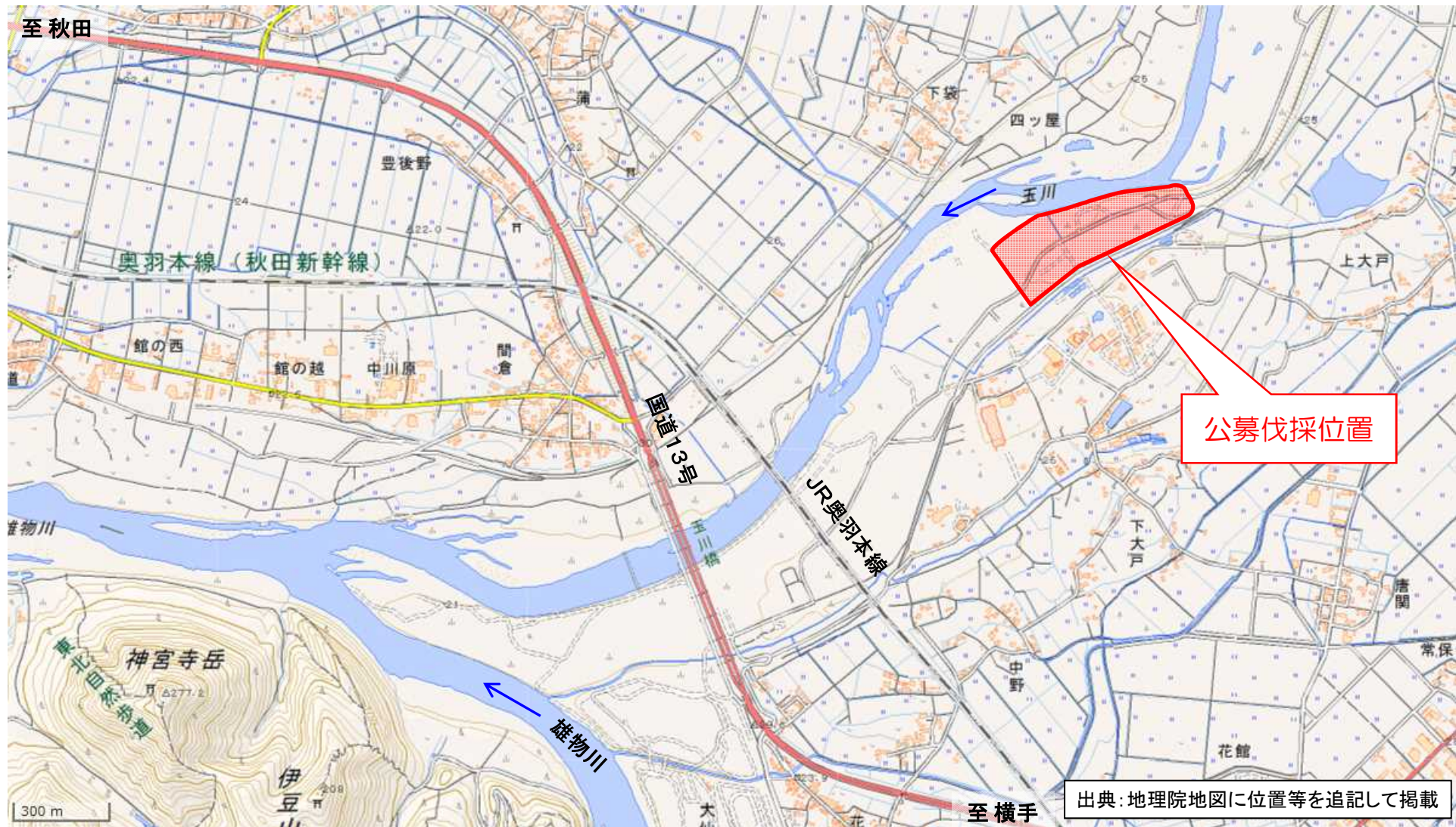
- ① 提出された応募書類をもとに、参加資格要件、応募区域(採取可能区画数)や採取に関する計画などの実効性を確認し、採取者を選定する。
- ② 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性等の確認のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合がある。なお、募集区画は先着順とし、上記①の結果、予定区画数に達した時点で公募終了とする。

9. その他

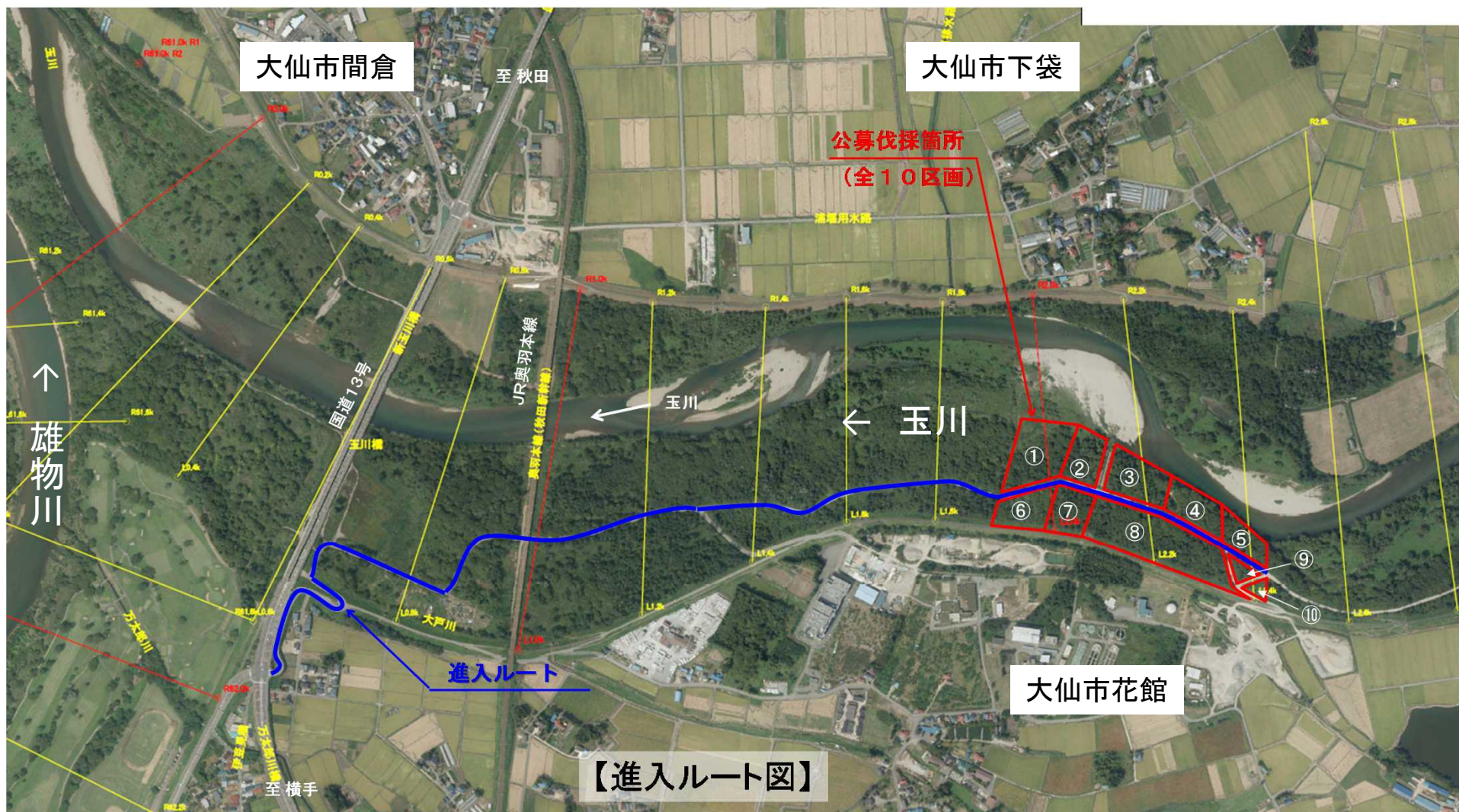
- ① 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥ その他詳細は、公募説明書のとおりである。
- ⑦ 本木材をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。

【令和3年度 公募伐採場所】 大仙市花館字大戸中嶋地内(玉川左岸)

別添図1



【位置図】



公募伐採箇所

(全10区画)

別添図3

区画番号	伐採面積	幹本数 (径15~20cm)	区画規模	
			延長	奥行き
①	16,500m ²	80~100本程度	110m	150m
②	7,800m ²	50~70本程度	60m	130m
③	12,300m ²	80~100本程度	120m	100m
④	8,800m ²	50本程度	110m	80m
⑤	5,300m ²	30本程度	100m	50m
⑥	6,500m ²	30本程度	100m	40~90m
⑦	6,500m ²	30本程度	70m	90m
⑧	27,000m ²	100~150本程度	230~330m	90m
⑨	2,800m ²	20本程度	80m	70m
⑩	1,500m ²	20本程度	50m	60m
合計	95,000m ²	—	—	—



【区画割図】